

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 20 日

津地方裁判所民事部

裁判所書記官 澤 有美子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 4 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 7 年 7 月 1 1 日 午後 5 時 0 0 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 7 月 1 7 日 午前 1 0 時 0 0 分 津地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 8 月 5 日 午前 9 時 5 0 分 津地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 8 月 1 日 午後 1 時 0 0 分から 令和 7 年 8 月 1 日 午後 4 時 0 0 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 2 0 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2,260,000 1,808,000	一括	452,000	37,724	0
1	1,230,000				
2	1,030,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 亀山市小川町字経塚
 地 番 6 2 3 番 1
 地 目 宅地
 地 積 2 8 0 . 9 9 平方メートル

- 2 所 在 亀山市小川町字経塚 6 2 3 番地 1
 家屋 番号 6 2 3 番 1
 種 類 作業場
 構 造 鉄骨造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 2 7 6 . 1 5 平方メートル
 2 階 5 0 . 1 5 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 事務所
 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 2 1 . 4 7 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 6 年 10 月 28 日

津地方裁判所民事部

裁判所書記官 大 倉 康 彦

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者相続財産清算人が占有している。

5 その他買受への参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 亀山市小川町字経塚
 地 番 6 2 3 番 1
 地 目 宅地
 地 積 2 8 0 . 9 9 平方メートル

- 2 所 在 亀山市小川町字経塚 6 2 3 番地 1
 家屋 番号 6 2 3 番 1
 種 類 作業場
 構 造 鉄骨造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 2 7 6 . 1 5 平方メートル
 2 階 5 0 . 1 5 平方メートル
 (附属建物)
 符 号 1
 種 類 事務所
 構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 2 1 . 4 7 平方メートル



令和6年（ケ）第44号

補充現況調査報告書

令和7年5月9日

津地方裁判所

執行官 永田昌宏

令和7年4月16日付補充現況調査命令に基づき調査した結果について下記のとおり報告します。

記

1 調査内容

亀山市小川町字経塚623番地1所在の建物（家屋番号6-23番1）の占有関係について。

2 関係人の陳述等

(1) 相続財産管理人B

本件物件は、以前と変わらず当職が管理しています。

(2) 近隣住人①

本件建物については、ここ半年以上、利用している様子はありません。

(3) 近隣住人②

今年の3月頃、当方の飼い猫が行方不明になったことから、本件建物の鍵を開けてもらったことがあります。

(4) 近隣住人③

本件倉庫は誰も使っていないと思いますが、建物の鍵については元所有者

の妹さんが知っていると思いますのでその方に聞いてください。

(5) 元所有者Aの妹の陳述

本件物件は弁護士Bさんが管理されていることは存じていますが、用心が悪いため、私と元所有者Aの息子とで建物入口にワイヤーロックを設置し、私が鍵を保管しています。

今年の3月頃に近隣の方から猫が迷い込んでいないかという話があり、鍵を開けたことはありますが、私どもが本件物件を使っていることはありませんし、第三者に貸したり等もしていません。なお、建物の電気と水道は止まっています。

3 執行官の意見

補充現況調査命令の受命後、物件所在地に臨場し、関係人から聴取等した内容は上記2のとおりである。

本件建物にはワイヤーロックが設置されていて、立入りできない形状になっていたことから、近隣住人等に聴取を実施し、建物入口には当職の事務連絡を挟み込んだ。当職に対して第三者からの連絡は無く、近隣住人等からの聴取結果から総合すると、本件物件について第三者の占有は無いものと考えられる。

4 調査の経過

- (1) 調査の日時
- ①令和7年4月18日午前9時15分～同9時20分
 - ②令和7年4月18日午前9時30分～同10時00分
 - ③令和7年4月22日午後4時15分～同4時35分
 - ④令和7年5月7日午後3時10分～同3時30分

(2) 調査の場所

- ①津地方裁判所執行官室
- ②津地方法務局
- ③物件所在地及びその周辺
- ④物件所在地及びその周辺

(3) 調査の方法

①弁護士Bに電話で聴取調査

②登記事項調査

③近隣住人①、②に聴取調査

④近隣住人③に聴取調査、元所有者Aの妹に電話で聴取調査

以上

令和6年(ケ)第44号
令和6年8月16日受理
令和6年9月12日提出

現況調査報告書

津地方裁判所

執行官 永田 昌宏

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 所 在 | 亀山市小川町字経塚 |
| | 地 番 | 6 2 3 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 8 0 . 9 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 亀山市小川町字経塚 6 2 3 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 6 2 3 番 1 |
| | 種 類 | 作業場 |
| | 構 造 | 鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 2 7 6 . 1 5 平方メートル
2 階 5 0 . 1 5 平方メートル |
| | (附属建物) | |
| | 符 号 | 1 |
| | 種 類 | 事務所 |
| | 構 造 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 2 1 . 4 7 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件 1			
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)			
形状	☐ 地図に準ずる図面のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐ 地図(法14条1項)のとおり			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	本件土地は縄伸びしている可能性がある。			
建物	物件 2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物)。 ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 種類： 構造： 床面積： </td> </tr> </table>		{	種類： 構造： 床面積：
{	種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者相続財産清算人 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 作業場・事務所(非営業) として管理している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	主たる建物の南側に庇(約33㎡)が、附属建物符号1には屋根裏物置がそれぞれ造作されている。			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</td> <td style="padding-left: 5px;"> 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 </td> </tr> </table>		[	地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日
[	地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ B (所有者 A 相続財産管理人)	私は、本件物件の所有者である亡 A さんの相続財産清算人をしていただきます。 A さんがお亡くなりになり、相続人全員が相続放棄した関係で当職が就任しているものです。当職としては、本件物件は誰も使っていないものと認識しています。物件の鍵は保管していませんので、立入調査の際は解錠執行をお願いします。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執 行 官 の 意 見

■ 物件2建物の附属建物符号1には「有限会社浅野建築」と表記されたプレートがあり、主たる建物内部には木材や木材加工の機械類のほかホイストクレーン2基が存在したが、長期間使用されていないように伺えた。

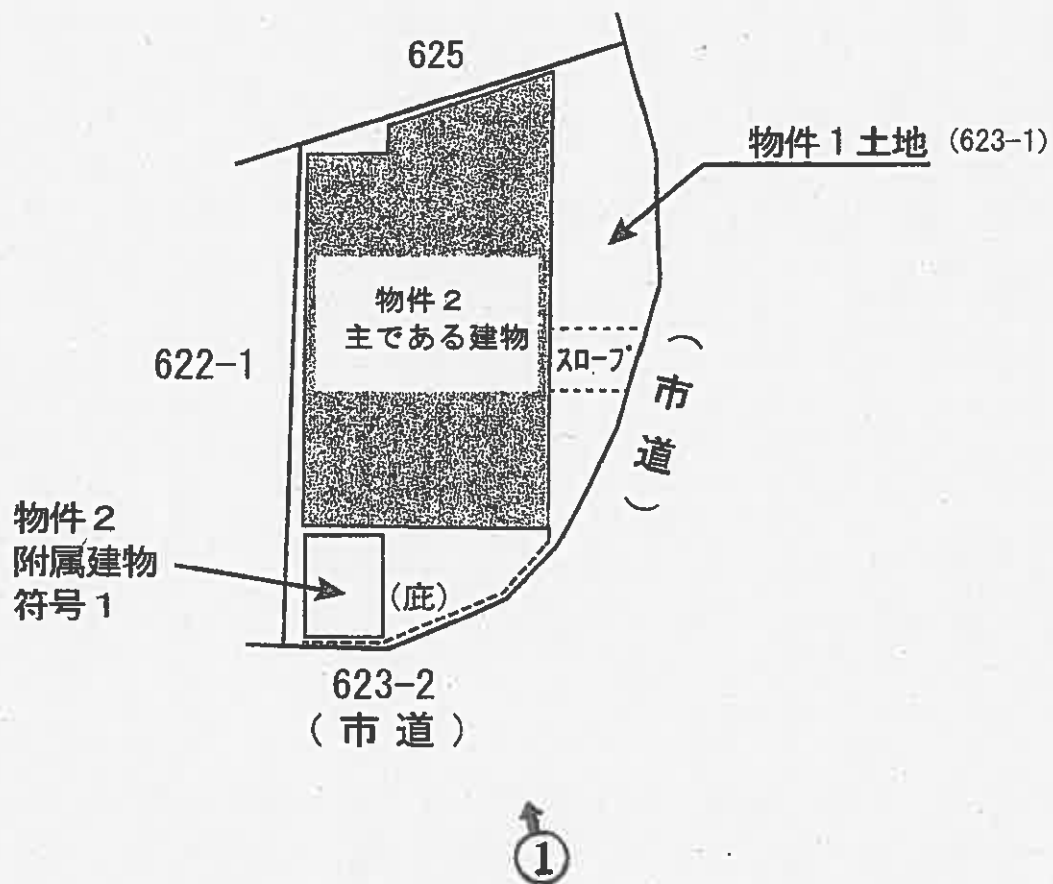
以上、建物の内部調査及び所有者亡A相続財産清算人Bからの聴取調査の結果等からして、物件番号1・2の土地建物は所有者亡A相続財産清算人Bが倉庫・事務所（非営業）として管理しているものと思われた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年8月16日 (金) 9:00-9:30	津地方法務局	公図 (地図) の写し, 証明書等交付
6年8月16日 (金) :-:	津地方裁判所	亀山市役所に固定資産評価証明書等申請
6年8月19日 (月) 15:50-16:00	物件所在地	物件・外観調査
6年8月20日 (火) 9:45-9:50	津地方裁判所	所有者A相続財産清算人Bに電話で聴取調査
6年9月9日 (月) 13:20-13:50	物件所在地	物件・立入調査 (全室)、写真撮影 (評価人 酌井美江 同行)。
年月日 () :-:	(以下空白)	
年月日 () :-:		
(特記事項) ☐ 令和年月日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和6年9月9日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Cを立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和年月日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

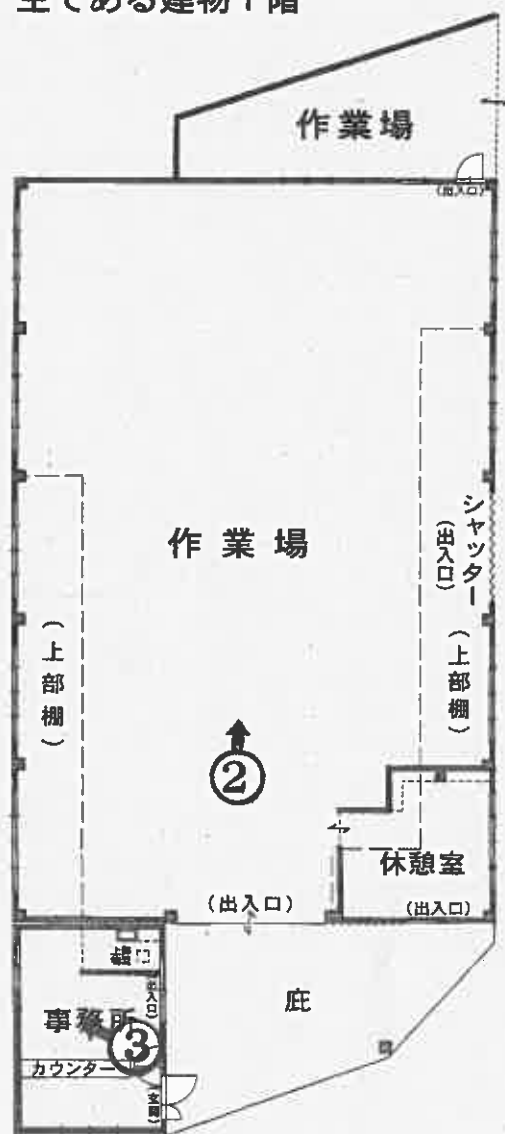


◀○印写真撮影位置方向番号

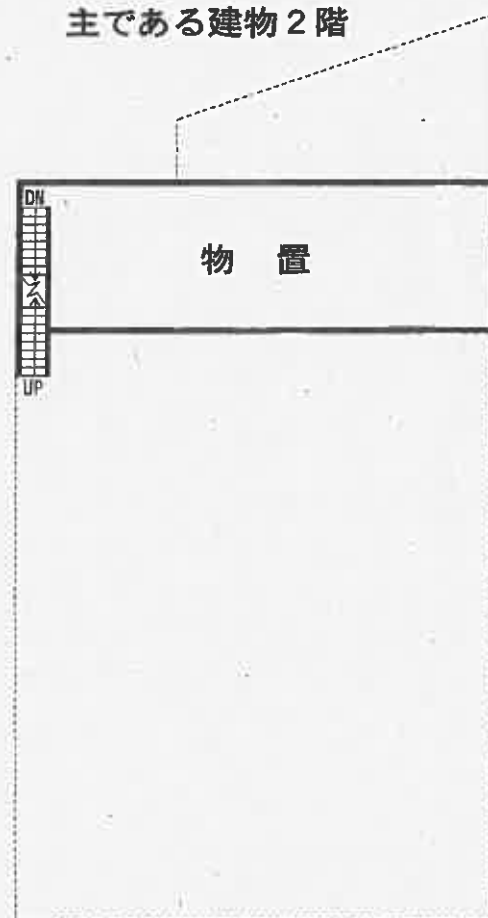
土地建物位置関係図



主である建物 1 階



主である建物 2 階



附属建物符号 1

←○印写真撮影位置方向番号

建 物 間 取 図

附属建物

物件 2

物件 1

①

物件
外観



②

物件 2
(主である建
物内部)



③

物件 2
(附 属
建 物 内
部)



(9 枚目)

令和6年（ケ）第44号	
令和6年9月9日	現地調査
令和6年9月18日	評 価

津地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

酌 井 美 江 印

第1 評価額

一括価格	
金2,260,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金1,230,000円
物件2（建物）	金1,030,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行う事を前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

- 5 その他特別の評価条件

（物件1の地積について）

物件1は、法務局に地積測量図が備え付けられていない。公図の精度も劣ることから、物件2の建物図面をもとに現地調査を行なった結果、物件1の土地の範囲は、建物図面記載の土地の範囲と概ね一致しているものと思われた。正確な測量を行っていないため誤差のリスクはあるが、登記地積と比べ約1.7倍程度の縄のびがあると思われるため、評価に当たっては、現地概測による縄のび率を考量するものとする。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記録と同じ。

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在	亀山市小川町字経塚	
	地 番	6 2 3 番 1	
	地 目	宅地	
	地 積	2 8 0 . 9 9 m ²	※特記事項参照
2	(主である建物)		
	所 在	亀山市小川町字経塚 6 2 3 番地 1	
	家屋番号	6 2 3 番 1	
	種 類	作業場	
	構 造	鉄骨造スレート葺2階建	
	床 面 積	1階 276.15m² 2階 50.15m² 延べ 326.30m²	
	(附属建物)		
	符 号	1	
	種 類	事務所	
	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	
	床 面 積	21.47m ²	
物件 番号	特 記 事 項		
1	※縄のびについては、前頁第2－5その他特別の評価条件参照。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置・交 通	J R関西本線，紀勢本線「亀山」駅，北西方，直線距離4.4 km (附属資料「位置図 1/25,000」参照)	
付 近 の 状 況	亀山ゴルフクラブの北方に位置する集落地域で，農家住宅や農地等が見られる。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都 市 計 画 区 分	都市計画区域外
	用 途 地 域	—
	指 定 建 蔽 率	—
	指 定 容 積 率	—
	防 火 規 制	—
	そ の 他 の 規 制	建築基準法第2章(単体規定)等
画 地 条 件	・登記地積280.99㎡，現地概測では約1.7倍程度の縄のびがあるものと思われる。(第2頁第2－5参照) ・間口約36m，奥行約14～18m，形状はやや不整形。 ・中間画地，ほぼ平坦地。	
接 面 道 路	南東側，幅員約4.6～6.0m市道(舗装有)，約0～1.5m高く 接面する。	
土地の利用状況等	・現況宅地で，物件2(附属建物を含む)の敷地として利用されている。 ・物件2の主である建物の南側に庇(工作物，約33㎡)が設置されている。	
供 給 処 理 施 設 (注)	上 水 道	有
	ガ ス 配 管	無
	下 水 道	無 (農業集落排水処理区域内であるが接続なし)
特 記 事 項	・周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていない。 ・土地の履歴や周辺の土地利用状況等から土壤汚染の可能性は殆どないものと思われるが，有無については不明である。	

(注) 「有」，「無」の基準については以下のとおり。

「有」：該当施設の本管から目的物件内への引込がなされている。

「無」：上記以外。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日（登記記録）	昭和58年2月28日 新築
	経 過 年 数	42年
	経済的残存耐用年数	1年
主な仕様等	構 造	鉄骨造
	屋 根	スレート葺
	外 壁	スレート等
	内 壁	構造材あらわし等
	天 井	構造材あらわし等
	床	コンクリート等
	設 備	電気設備等
	そ の 他	ホイストクレーン2基あり
床 面 積 （ 現 況 ）	1階	276.15㎡
	2階	50.15㎡
	延べ	326.30㎡
現況用途等	現 況 用 途	作業場
	間 取	附属資料「建物間取図」参照
品 等	やや劣る	
保守管理状態	やや劣る（外壁等に損傷が見られるなど、保守管理の状態はやや劣る）	
建物利用状況	空家（詳細は現況調査報告書参照）	
特 記 事 項	アスベスト含有建材等の使用の有無は判然としない。	
附 属 建 物 （符号1）	・ 種 類：事務所（トイレ等の水回りなし） ・ 構 造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 ・ 床面積：21.47㎡（屋根裏物置が造作されている） ・ 建築年：昭和62年月日不詳新築（約37年経過） ・ 仕様等：外壁は吹付ボード，内装はクロス，合板，畳，塩ビタイル等 ・ 設 備：電気設備等 ・ 建物利用状況：空家（詳細は現況調査報告書参照） ・ 保守管理状態：やや劣る。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建 付 減 価 エ	建付地価格 (円) オ＝ア×イ×ウ×エ
1	7,400	1.58	280.99	0.90	2,950,000

※万円未満切捨

ア 標準画地価格・・・・・・ 別紙「標準画地価格決定表」参照。

イ 個別格差・・・・・・ 1.58

①～③相乗積
※小数第3位四捨五入

①縄のびの可能性あり 1.70
②形状 0.98
③正確な測量を行っておらず、現地概測のため、縄のび率に誤差のリスクあり 0.95

ウ 地 積・・・・・・ 登記地積を採用し、縄のび率は個別格差で考慮した。

エ 建付減価・・・・・・ 建物と敷地の適応状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。なお、附属建物については、小規模で独立した市場性もないため単独では査定せず、主である建物に含めて査定した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) エ＝ア×イ×ウ
2	60,000	(主) (附属) 326.30 + 21.47	0.04	830,000

※万円未満切捨

ウ 現価率・・・・・・ 耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{1}{\frac{42}{\text{注2}} + 1} \} \times \frac{\text{観察減価率}}{\text{注1}} \times (1 - 0.40)$$

$$= 0.04$$

※小数第3位四捨五入

〈注1〉 経済的残存耐用年数
〈注2〉 経過年数

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ウ＝ア×イ
1	2,950,000	0.30	法定地上権	890,000

※万円未満四捨五入

(2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) <1(1)オ> <1(2)エ> ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) <2(1)ウ> イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,950,000	-890,000		1.00	0.60	1,230,000
2	830,000	+890,000	1.00	1.00	0.60	1,030,000
一 括 価 格 (合計)						2,260,000

※万円未満切捨

ウ 占有減価修正・・・特になし

エ 市場性修正・・・・・・特になし

オ 競売市場修正・・・・・・評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 附 属 資 料

- ・ 位置図【1/25,000 1/2,500（亀山市役所備付）】
- ・ 公図写，参考資料①（隣接地の公図），（ともに法務局備付）
- ・ 亀山市地番参考図（亀山市役所備付）
- ・ 建物図面及び各階平面図，参考資料②（隣接地の建物図面），（ともに法務局備付）
- ・ 配置略図（評価人作成）
- ・ 建物間取図（評価人作成）

以 上

標準画地価格決定表

(1) 標準画地の概要

幅員約6.0m舗装市道沿いの規模約300m²の整形地

(2) 地価調査価格：亀山－2

所 在： 亀山市関町鷺山字起し40番1

価 格： 9,050 円/m²

位 置： JR関西本線「関」駅の北方，道路距離約1.8km

価 格 時 点： 令和6年7月1日

地 積： 253m²

供給処理施設： 水道，下水

接 面 街 路： 北西側幅員7.6m市道，南西側道

用 途 指 定 等： 都市計画区域内，非線引区域，用途指定なし
(指定建蔽率60%，指定容積率200%)

地 域 の 概 要： 農家住宅と農地等が混在する既成住宅地域

(3) 地価調査価格を規準とした価格

価 格 時 点 (年 月 日)	価 格 (円/m ²) ア	時 点 修 正 イ	標準化 補 正 ウ	地 域 要 因 エ	規準とした価格 (円/m ²) ア×イ×ウ×エ
令和6年7月1日	9,000	$\times \frac{99.9}{100}$	$\times \frac{100}{100}$	$\times \frac{100}{121}$	= 7,400

(百円未満切捨)

ウ 主たる標準化補正内訳・・・100 (角地の効用なし)

エ 主たる地域要因内訳・・・・121 (街路，交通接近，環境条件等を考慮した)

(4) 標準価格の決定

標準画地の価格は，(3)で求めた価格との均衡及び近時の地価動向の特徴等を総合的に勘案し，7,400 円/m²と決定した。

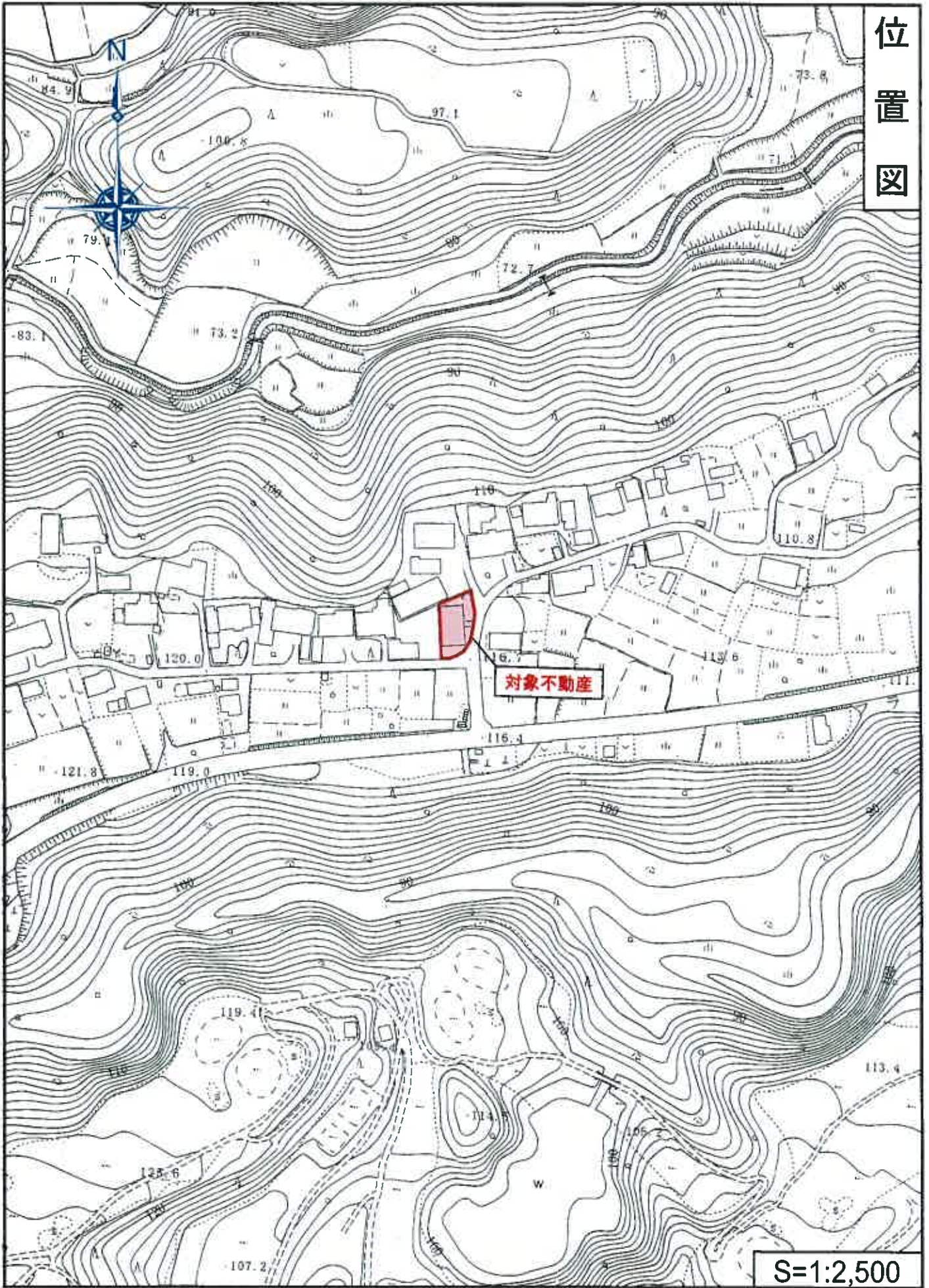
○ 標準価格 **7,400 円/m²**

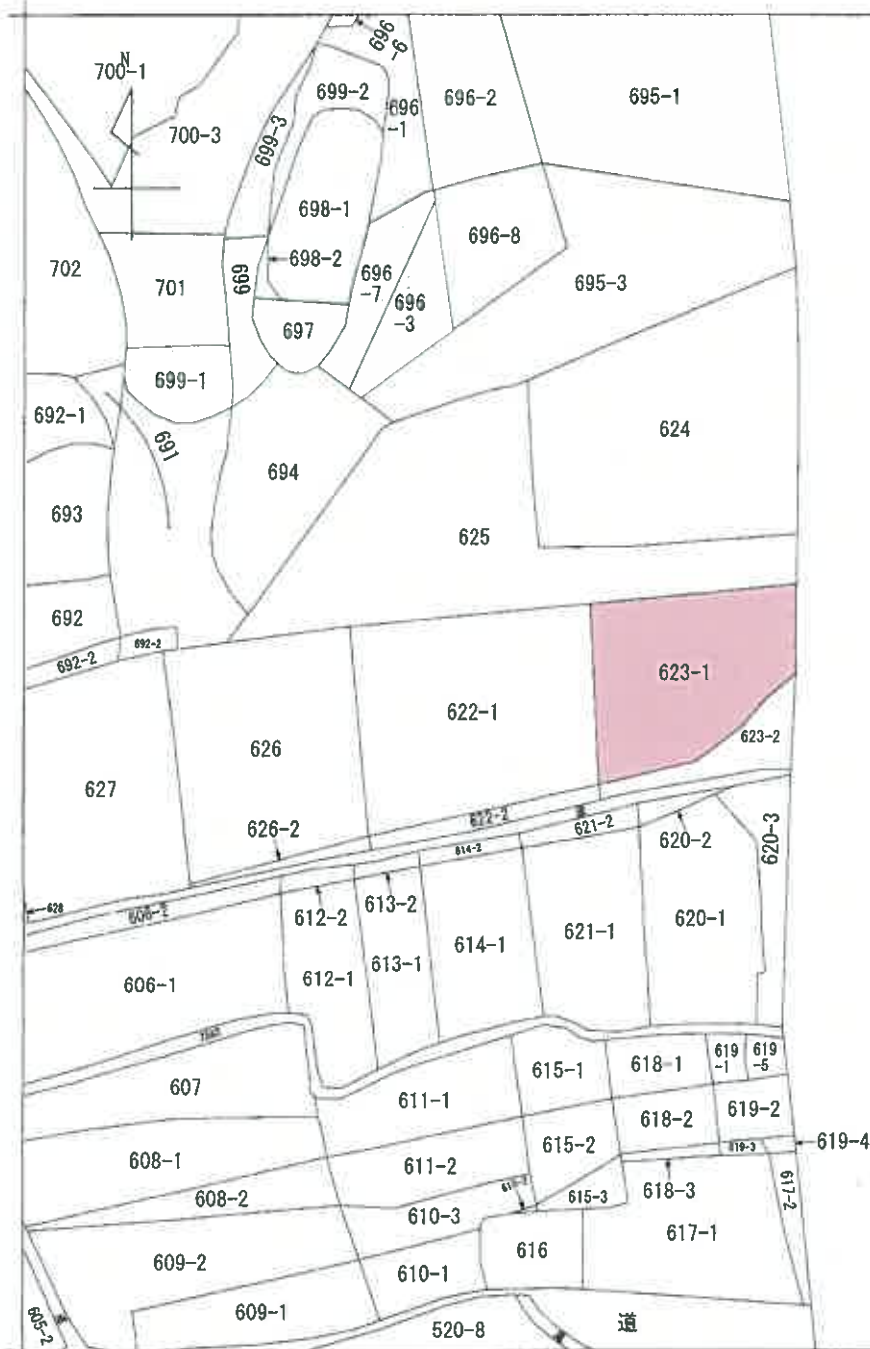
附 属 資 料

位置図



位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番 区域見出	小川町
------------	-----

請求 部 分	所 在	亀山市小川町字経塚				地 番	623番1			
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)				補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

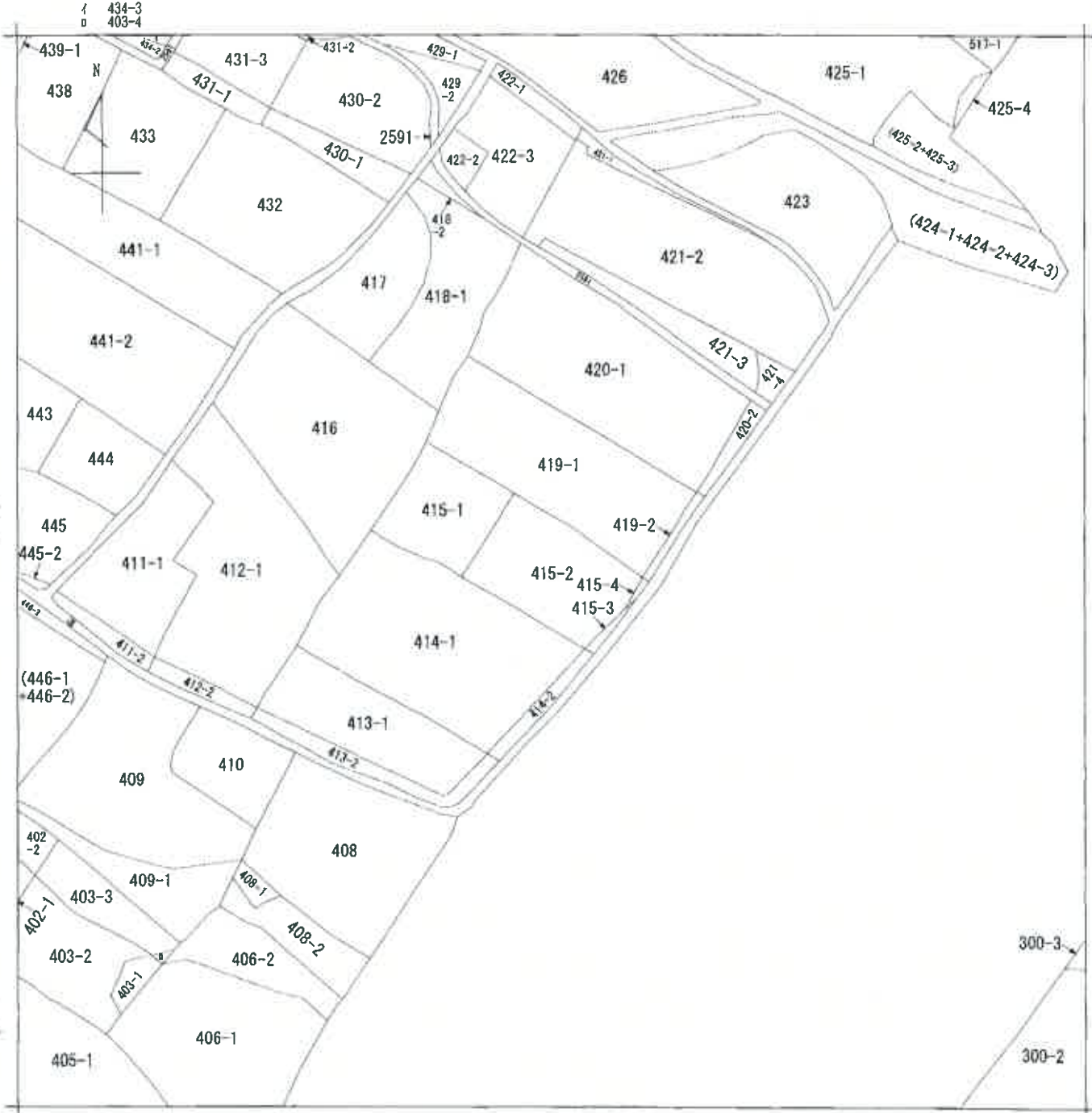
この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

令和6年7月24日
津地方法務局

請求番号：35-1

登記官

(参考資料①)

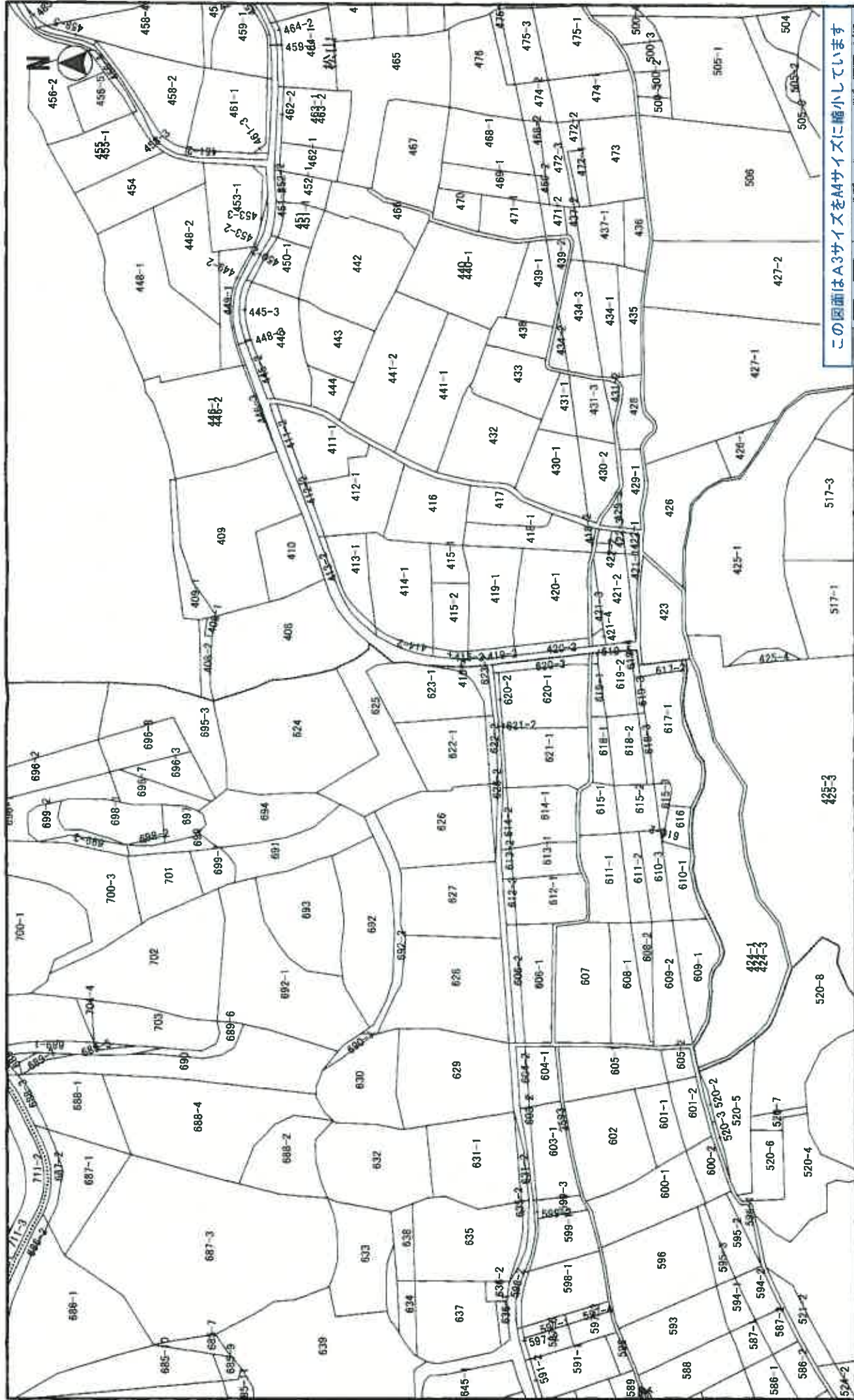


請求部	所在	亀山市小川町字松山				地番	415番2			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

亀山市 地番参考図

小川町623-1 付近



この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

地番参考図は、亀山市が固定資産税課税事務を行うための資料として作成したものであり、不動産登記法第14条に規定される地図及び地図に属する図面ではないことをご留意の上、使用して土地の位置関係（境界）を正確に示しているものではないことをご留意の上、使用しては使用できません。このため、境界の確認、又は地図訂正を含む登記の資料としては使用できません。

縮尺 1 : 1000

令和6年1月1日時点

登記年月日：平成3年1月8日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年7月24日 津地方法務局

登記官

図面番号：35-2

117609

各階平面図

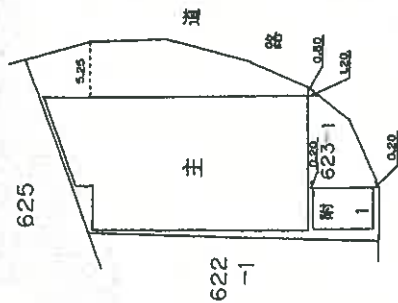
家屋番号 623-1

建物図面

建物の所在 亀山市小川町字堀塚623番地1

平成31年11月20日登
3/8

附録第八号ノ四



求積表

3.80 X 5.65 = 21.4700

床面積 21.47 m²

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

2

令和6年7月24日

津地方法務局

117608

圖面階各

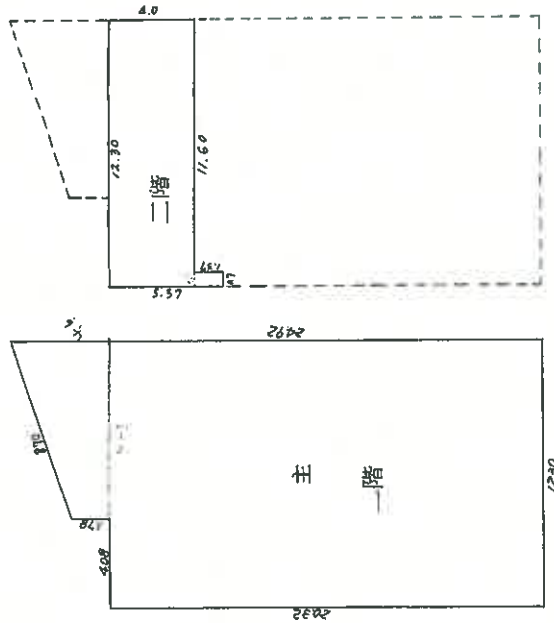
~~建筑物图面~~

623-1

建物の所在

附錄第八号、四

昭和5年4月20日登記



求積表

積表

$$(\overset{26}{\cancel{6.6}} + 1.78) \times \overset{26}{\cancel{8.22}} \times \overset{26}{\cancel{\frac{1}{2}}} = \overset{26}{\cancel{36.619}}$$
$$1230 \times 2032 = 2499360..$$

計 ~~200.555.8m~~
276.1578.

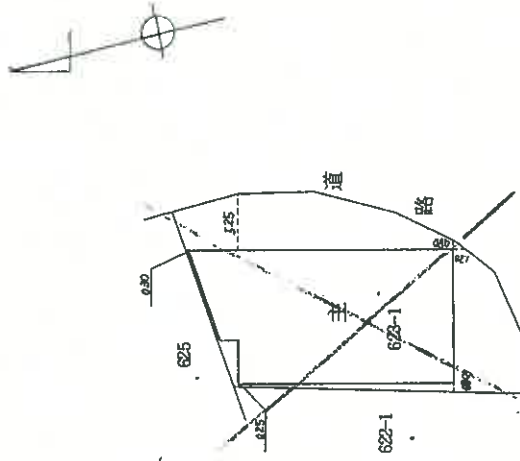
床面積 ~~299.55m²~~
276.15

一陸 $1230 \times 4.0 = 4920$

$$1.37 \times 0.7 = 0.959$$

計 50159m'

床面積 50.15m²



作製者

縮尺 1/250

人語中

縮尺 500

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

登記年月日 平成16年12月21日

117612

各階平面図

建物図面

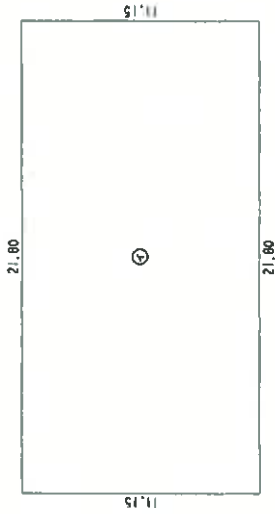
家屋番号

625

建物の所在

龜山市小川町字経塚625番地

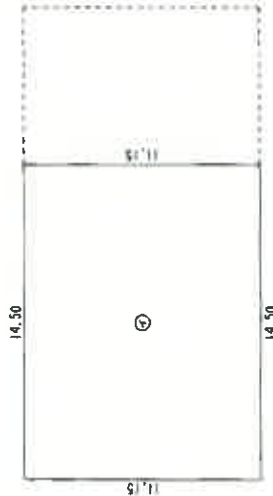
1階



① $21.80 \times 11.15 = 243.0700$

床面積 243.07 m²

2階



② $14.50 \times 11.15 = 161.6750$

床面積 161.67 m²

単位 m

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

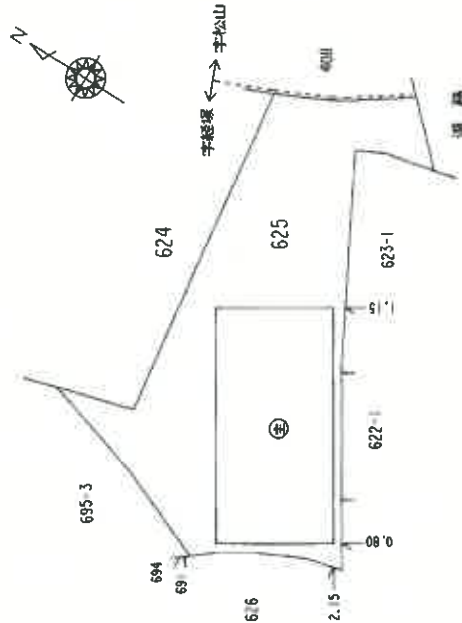
作製者



(会 員 専 用)

附録第八号ノ四

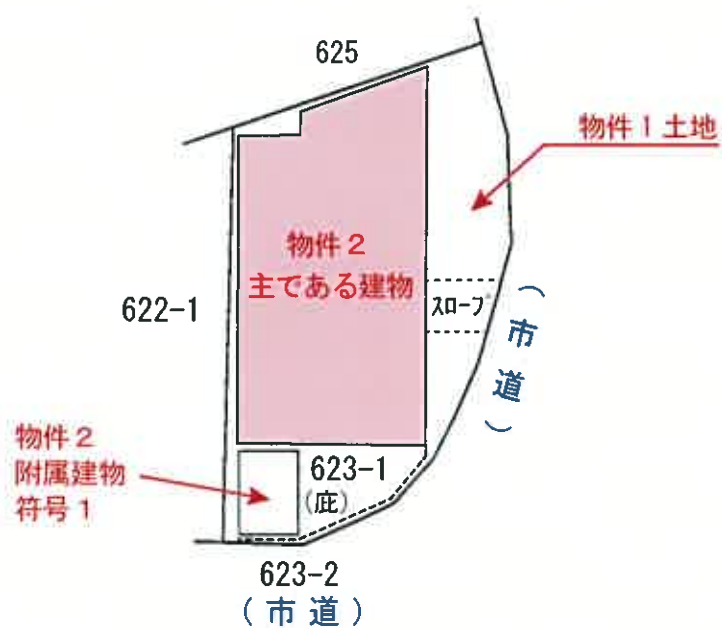
(参考資料②)



この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

(三重県土地家屋調査士会用紙)

配置略図

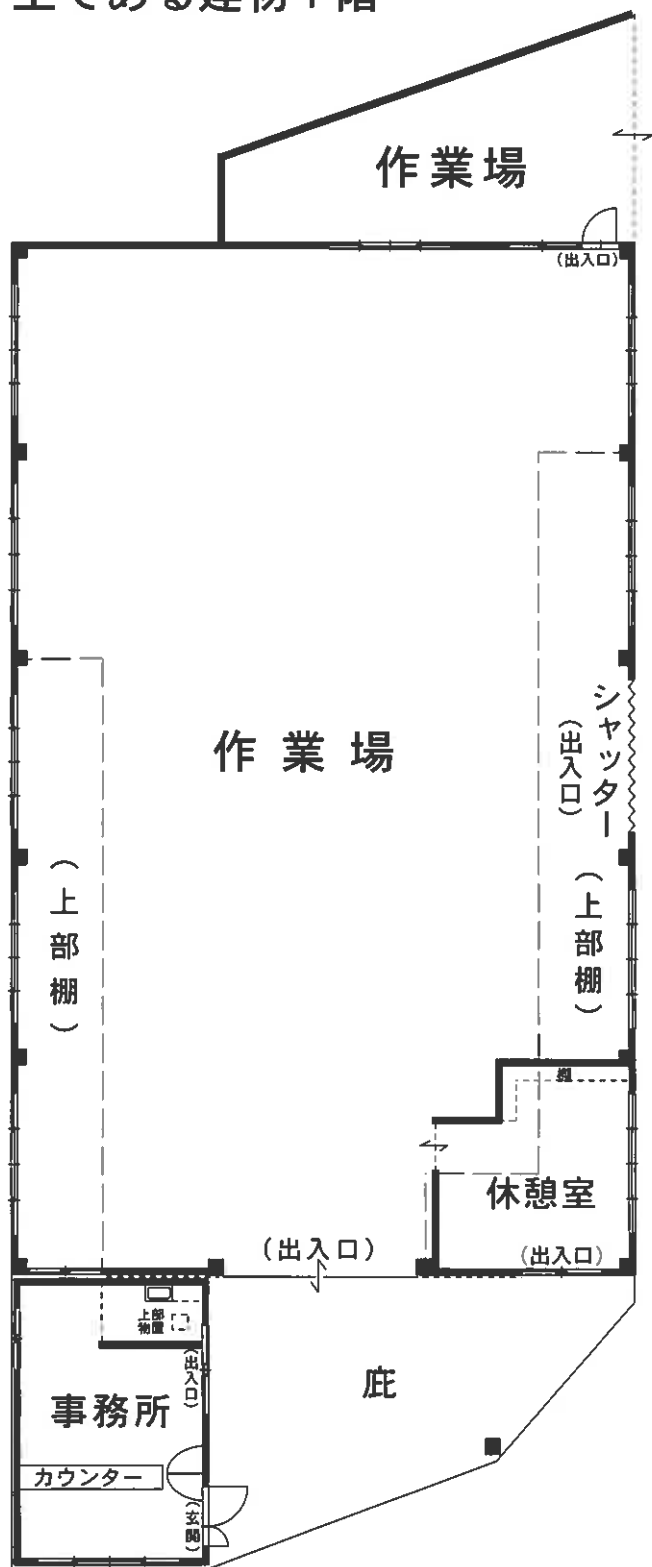


S ≒ 1:500

建物間取図

(物件 2 建物)

主である建物 1 階



附属建物符号 1

主である建物 2 階

